

入札心得

福井県後期高齢者医療広域連合財務規則その他法令に定めるもののほか、同規則第87条第7号にいう入札の条件としてこの心得を遵守しなければならない。

第1 入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければならない。

第2 代理人が入札しようとするときは、入札者の委任状を持参し、入札開始前に入札執行者に提出しなければならない。

第3 入札者は、次の者に入札の行為を委任し、又は入札の代理人とすることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者
- (2) 法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者
- (3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札者を代表するに足りると認めた以外の者
- (4) 当該入札に対する他の入札者または入札代理人

第4 共同企業体が入札者の場合は、当該代表者が当該共同企業体を代表して入札すること。

第5 入札者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

第6 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。

2 福井県後期高齢者医療広域連合財務規則第83条の規定に基づく最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できない。

3 福井県後期高齢者医療広域連合財務規則第87条に規定する無効入札を行った者は、再度の入札に参加できない。

第7 入札者は、入札が完了するまでは入札執行者の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。

第8 入札参加資格の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵送（入札の前日までに到達するものに限る）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 3 入札の辞退により入札者が1人のときは、入札の執行を取りやめる。（一般競争入札を除く。）

第9 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札執行前に談合情報があり、当該情報どおりの開札となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、落札決定者を保留する場合がある。

3 落札者決定後に談合情報があった場合、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結を保留する場合がある。

第10 入札者が連合し、不穏な行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第11 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内での最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

第12 契約を締結するまでに、落札者が福井県後期高齢者医療広域連合から入札参加の資格制限又は指名停止等の措置を受けた場合は契約を締結しないことがある。

2 前項の規定により契約を締結しない場合、広域連合は一切の損害賠償の責を負わない。

第13 業務の施行能力の確認を契約前に実施する。

2 確認の結果、適正に施行することができないことが判明した場合は、契約を締結しないことがある。

3 前項の規定により契約を締結しない場合、広域連合は一切の損害賠償の責を負わない。